

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

### ○報酬算定・運営基準

「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準の改正について」

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について（平成27年度前期分）」

「事業所評価加算の届出は、10月15日(木)締切りです！」

### ○お知らせ

「平成28年4月から、指定通所介護事業所の利用定員が19名未満（予定）の通所介護については、『地域密着型通所介護』となります」

「宿泊サービスの開始届の提出先について」

「福祉・介護事業者の方へ！

登録講師派遣事業、第2期プログラムの受付を開始します！」

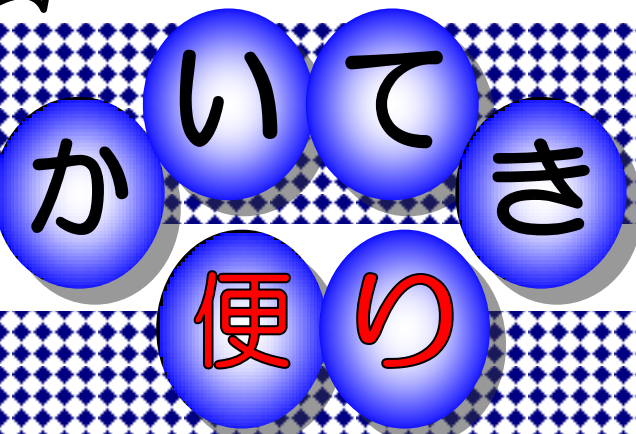
「訪問看護ステーションに対する補助金の申請受付のご案内」

「訪問看護ステーションに係る個別経営相談会の募集を開始しました」

「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金追加募集のご案内」

「「高齢者見守り人材向け出前講座」を「東京サイト」で紹介！！」

「研修期間中の代替職員を派遣します！」



平成27年9月1日発行 第134号

## 報酬算定・運営基準

### ○ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準の改正について

平成27年度介護報酬改定により、居宅介護支援における特定事業所集中減算について、平成27年度後期（平成27年9月1日から平成28年2月29日まで）の判定期間から適用要件が変更となり、減算の適用割合を現状よりも引き下げるとともに、対象サービスの範囲については、限定を外すこととなりました。

これに伴い、これまで東京都で定めていた正当な理由（平成23年2月24日22福保高介第1357号）を改正し、「特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準」を定め、平成27年度後期から適用することとしました。

改正後の正当な理由の判断基準や提出書類の様式、Q&Aをホームページに掲載しましたので、ご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→ 東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算（平成27年度後期分以降）

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/27\\_gensan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html))

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について (平成27年度前期分)

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人（紹介率最高法人）の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成27年度前期分（判定期間：平成27年3月1日～平成27年8月31日）の受付期間は、9月1日から9月15日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、理由の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

また、平成27年4月から特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）」の提出が必要となりました。紹介率最高法人の割合が90%を超え、かつ、「正当な理由」に該当しない場合（減算が適用される場合）は、チェックシートと一緒に「加算届」を提出してください（ただし、既に「減算あり」として加算届を提出され、今回も引き続き減算になる場合は加算届の提出は不要です）。

なお、平成26年度後期分（判定期間：平成26年9月1日～平成27年2月28日）の判定期間において減算となったが、平成27年度前期分にて減算とならなかった事業所についても、チェックシートと一緒に加算届を提出してください。現在減算となっている事業所がこの加算届を提出しない場合、引き続き平成27年10月以降の居宅介護支援費についても減算が適用されてしまいますので、ご注意ください。

※ 特定事業所集中減算に係る改正（減算の適用割合を80%に引き下げるとともに、対象サービスの範囲については、限定を外す）は、平成27年度後期分（平成27年9月1日～平成28年2月29日）からの適用です。今回提出分は、従来どおりの取扱いになりますので、お間違えのないようご注意ください。

<郵送先> 〒163-8001（住所不要） 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係  
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算  
([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kai go\\_lib/gyoumutodoke/genzan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kai go_lib/gyoumutodoke/genzan.html))

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ **事業所評価加算の届出は、10月15日(木曜日)締切いです！**

介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所において、平成28年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、平成28年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

	<b>評価の申出をしていない事業所</b> (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「1.なし」で届出している事業所)	<b>すでに評価の申出をしている事業所</b> (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有無」を「2.あり」で届出している事業所)
平成28年度算定希望する	<b>届出必要</b> 「2.あり」として届出してください。	<b>届出不要</b> 【再提出の必要はありません】
平成28年度算定希望しない	届出不要	<b>届出必要</b> 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】 平成27年10月15日(木曜日) 必着

【提出書類】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
 ※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問い合わせ先】

◆介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階  
 公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室  
 TEL: 03-3344-8517

【様式等：通所介護】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所介護) > 加算届  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuukai.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html)

【様式等：通所リハビリテーション】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所リハビリテーション) > 加算届  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/8\\_tuuraha.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/8_tuuraha.html)

◆介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階  
 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係  
 TEL: 03-5320-4264

【様式等】

東京都福祉保健局 > 分野からのご案内(高齢者) > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

## ○ 平成28年4月から、指定通所介護事業所の利用定員が19名未満(予定)の通所介護については、『地域密着型通所介護』となります

平成28年4月から、指定通所介護事業所のうち、『事業所の利用定員』が厚生労働省令で定める数(19名未満を予定)の事業所については、『地域密着型通所介護』となります。

『指定通所介護事業所の利用定員』とは、事業所において『同時に』指定通所介護の提供を受けることができる『利用者の数の上限』をいいます。

各事業所においては、改めて御確認をお願いします。

※定員の考え方や、地域密着型通所介護の取扱いについては、以下のホームページを御覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

>指定後の届出・手続き・通知等>7 通所介護・介護予防通所介護

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuukai.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html))

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4593

## ○ 宿泊サービスの開始届の提出先について

【新規に宿泊サービスを開始される事業者の皆様】

指定通所介護事業所において自主事業で提供する宿泊サービスの届出受付については、平成27年9月1日より、届出の提出先が東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課から、(公財)東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室に変更になり、指定通所介護事業所の指定申請・変更届提出先と同一となります。

(提出先)

〒163-0718

新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階

(公財)東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室

<予約受付電話> 03-3344-8517

【平成27年3月までに都独自制度に基づく宿泊サービスの届出が受理されている事業者の皆様】

改めての提出をお願いしている開始届(郵送可)の提出先については、従来どおり、東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課になります。平成27年9月30日までに提出いただきますよう御協力お願い申し上げます。

(提出先・郵送可)

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

宿泊サービスに係る基準や届出の詳細は、「東京都介護サービス情報」をご覧ください。

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shukuhaku/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shukuhaku/index.html))

お知らせ

## ○ 福祉・介護事業者の方へ！

### 登録講師派遣事業、第2期プログラムの受付を開始します！

“登録講師派遣事業”とは小・中規模事業所の人材育成支援のために、福祉関係講師をあらかじめ登録し、事業所と調整を行った上で出張研修を行う事業です。9月より、いよいよ第2期プログラムの受付が始まります！

【対象施設】小・中規模の福祉施設等・介護保険施設や居宅サービスの事業所等

【費用】無料

【第1期プログラム例】「KYT 他職種の思考スキームから考える」「認知症ケア」

「生活困窮者、生活保護受給者対象のグループワーク」「スタッフのやる気仕立て」 ほか

※個別要望プログラムも受け付け、最大2講座までお申込みが可能です。

【研修内容及び申込方法等】下記ホームページの研修プログラム一覧表をご覧になり所定の書式にてお申し込みください。ご希望内容を確認の上、登録講師と調整します。

【申込締切】平成27年9月23日（水）

【東京都福祉保健局ホームページ】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushijinzaiteichakuikusei/jigyoshashien/tourokukoushi.html>（9月初旬公開）

【お申込み・お問い合わせ先】東京都福祉人材センター研修室 TEL 03-5800-3335

【お問い合わせ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL 03-5320-4049

お知らせ

## ○ 訪問看護ステーションに対する補助金の申請受付のご案内

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへ様々な支援を行っております。

平成27年度は下の4つの補助金事業を実施しており、現在、申請を受付けています。申請を希望される場合は、各補助金の申請要件等の詳細を下記の東京都のホームページにて御確認ください。なお、研修事業など、補助金以外の訪問看護ステーションに対する支援策についても、下記ホームページで随時御案内しておりますので、御確認ください。

【補助金】

- ① 認定看護師資格取得補助金（訪問看護分野の入学金、受講料など）
- ② 勤務環境向上補助金（研修参加時の代替職員確保にかかる経費）
- ③ 定着推進補助金（産休・育休・介休時の代替職員の雇用にかかる経費）※随時受付
- ④ 福祉人材の確保・定着モデル事業（新規事務職員の雇用にかかる経費）

【申請期限】

平成27年9月30日（水曜日） ※定着推進補助金は随時受付けております。

【HP】東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL 03-5320-4267

お知らせ

## ○ 訪問看護ステーションに係る個別経営相談会の募集を開始しました

東京都では、都における訪問看護ステーションの経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーションの安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、都内訪問看護ステーションに係る経営に関する個別相談会を行います。現在、申し込みを受付けておりますのでぜひご応募ください。申込期限は9月24日（木曜日）12時までです。詳細は東京都のホームページでご確認ください。

### 【対象者】

- ・ 都内訪問看護ステーションの経営者・管理者・事務担当者の方
- ・ 訪問看護ステーションの開業を検討している方

### 【開催日時】

平成27年10月14日（水）、10月16日（金）、11月25日（水）、11月27日（金）  
各回共通 10時00分～17時00分 / 各事業所 1時間

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業  
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/27kobetusoudan.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

お知らせ

## ○ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金追加募集のご案内

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、平成27年度から「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業」を新たに実施します。本事業では、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の補助対象事業者となるためには、事業計画書の提出が必要となり、平成27年度事業計画書の提出は締め切りましたが、このたび追加募集を行いますので、本事業の活用を検討されている事業者につきましては、お早めに東京都福祉保健財団まで申請願います。

なお、本年度につきましては、事業計画書提出時にアセッサーが事業所に在籍しておらず、かつレベル認定者が在籍していない場合は、「交付申請基準日である平成28年1月1日現在レベル認定者が事業所に在籍していること」という補助要件を満たすことはスケジュール上困難となりますので御了承願います。

【提出期限】平成27年9月25日（金曜日）

【提出先】〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

【提出方法】郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。  
(<http://www.fukushizaidan.jp/htm/110careerpath/index.html>)

【お問い合わせ・相談】公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当  
電話 03-3344-8532

【事業所管】介護保険課 介護人材係 電話03-5320-4267

## ○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」を「東京サイト」で紹介！！

この度、東京都提供番組「東京サイト」（テレビ朝日）において、「ならはし体操クラブ」の皆さんの「高齢者見守り人材向け出前講座」受講の様子が放映されます。是非ご覧ください。

★放送予定日時：平成27年9月7日（月）14時～14時4分 ★

## 「高齢者見守り人材向け出前講座」受講者 募集中！！

高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

年々、高齢者の消費者被害が深刻化しています。高齢者を悪質商法の被害から守るため、高齢者を見守る方々のお力が必要です。

そこで、都では地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生・児童委員などの方々を対象に、出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、医療機関、配送事業者、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成28年3月7日（月曜日）まで <b>【先着300回】</b>
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>高齢者見守り人材向け出前講座  
([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html))

【お申込み・お問い合わせ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

## ○ 研修期間中の代替職員を派遣します！

都では、都内の介護保険事業所等で働く介護職員等が研修を受講する場合、都で委託した人材派遣会社から代替職員を派遣します。介護職員等の研修参加による資質向上のために、積極的にご活用ください。

ご利用を希望する場合は、下記の委託会社へお問い合わせください。

なお、相談料、申し込み料、派遣料などは無料ですが、代替職員については都予算や人材派遣者の登録状況により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 《代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業》

#### 【対象研修】

介護職員等によるたんの吸引等のための研修、介護福祉士養成のための実務者研修、国、都、市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

※同一事由による各種助成金とは併給できませんので、ご注意ください。

#### 【対象事業所】

介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

#### 【派遣期間】

研修に参加する時間数の4倍まで派遣可能です。

原則として所属職員が対象研修に参加する期間が含まれているものとします。

#### 【対象職種】

介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員

#### 【申請・お問い合わせ先】

株式会社シグマスタッフ 本社メディカル事業部

TEL 0120-921-123（フリーダイヤル） または03-6417-4203（直通）

〒141-0021

東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル 6階

ホームページ <http://www.sigma-staff.co.jp/>